

東串良町選挙管理委員会告示第 18 号

九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定請求者署名簿を地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月18日

東串良町選挙管理委員会 委員長 児玉 昇三



1 縦覧期間

令和5年8月19日から令和5年8月25日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

東串良町役場2階総務課